

平成24年度第2回岐阜県入札監視委員会 議事概要

1. 日時：平成24年12月18日（火）13：30～16：30

2. 場所：岐阜県庁 議会東棟3階 執行部控室

3. 出席委員

中山 武憲	委員長	(名古屋経済大学大学院教授)
鱒部 昌子	副委員長	(岐阜家庭裁判所家事調停委員)
秋保 賢一	委員	(弁護士)
神谷 真弓子	委員	(東海学院大学短期大学部学長)
野口 宏	委員	(中日新聞社岐阜支社長)
野村 克之	委員	(岐阜新聞社編集局報道本部長)
森本 博昭	委員	(岐阜大学名誉教授)

4. 議題

- (1) 建設工事の入札への参加状況について
- (2) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について
- (3) 抽出事案に関する説明・審議
 - ・ 県営農道施設強化対策事業 谷汲地区 農道保全対策第2期工事
 - ・ 県単 橋梁修繕事業 羽島養老線 大藪大橋 塗装塗替工事
 - ・ 公共 道路災害復旧工事
 - ・ 飛騨南部特別支援学校（仮称）電気設備工事
 - ・ 予防治山事業 折越
 - ・ 県営基幹農道整備事業 山口3期地区 椿大橋（上部）新設工事
 - ・ 県単 河川維持修繕工事
- (4) 入札制度の試行について

5. 議事概要

(1) 建設工事の入札への参加状況について

(委員)

入札辞退者が増えている現状や課題について、何か対策は考えているのか。

(事務局)

将来に向けた安定的な工事計画を示せない中では、辞退者数を減らすというよりも、入札に参加しやすい環境を整備することが必要であると考えている。具体的には、入札参加者に対して、なるべく工事費の積算条件を明らかにすること、また、業者が今後自分が受注できる工事がどの程度予定されているかを把握できるようにするため、工事の発注見通しを公表する際に、工事の発注規模についても公表することを検討していきたい。

(委員)

建設業の就業者数が減少しているのは、業者が人員の削減をしているということか。

(事務局)

企業経営の観点から、業者が固定費である人件費を減らす選択をしていると思われる。

(委員)

入札辞退者の増加要因が建設不況にあるとすれば、簡単に解決できる問題ではない。

(2) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

<質疑なし>

(3) 抽出事案に関する説明・審議について

【県営農道施設強化対策事業 谷汲地区 農道保全対策第2期工事】

(委員)

指名業者の選定について、A等級業者から8者、B等級業者から7者を選定しているが、揖斐川町内にはA等級業者が15者いなかったということか。また、業者選定の際に工事实績を考慮したとのことだが、実績の多い者を選ぶのか、それとも偏りがないように選ぶのか。

(説明者)

揖斐川町内にはA等級業者が8者しかいないため、まず始めにその8者すべてを選定し、次に同町内のB等級業者12者の中から、工事实績があり、かつ入札参加資格審査における総合点数の高い者から順に選定した。

(委員)

落札者以外の入札率が97～98%台に集中している一方で、落札率は94%と3%近くの開きがあるが、これは恣意的な数字と見られないか。

(説明者)

今回の工事がほ装工事ということで、積算が比較的容易であるということと、工期が短いということもあり、業者として最善を尽くされた結果であると考えている。

(委員)

一般競争入札で実施することは考えなかったのか。

(説明者)

当該工事箇所は交通量が非常に多く、岐阜国体の競技施設へのアクセス道にもなるため、早急に工事に着手し、完成させる必要があった。通常の工期は4カ月程度であるが、今回は半分近くに短縮しており、一般競争入札で実施すると入札手続き等に期間を要するため、指名競争入札とした。

【県単 橋梁修繕事業 羽島養老線 大藪大橋 塗装塗替工事】

(委員)

今回の工事はP2からP3橋脚までの間となっているが、他の部分は同時に発注したのか。

(説明者)

本来は橋全体を同時に施工できるとよいが、予算上の制約もあり、今年度は羽島側の3径間部分を施工する。なお、羽島側の2径間部分については、別途発注している。

(委員)

工事の効率性という観点から言えば、分割して発注するよりも一括して発注したほうがトータルのコストは下がる。一方で、工事を分割して発注することにより、複数の業者に受注させることができるという考え方もあるが、今回はどのように判断したのか。

(説明者)

塗装工事の発注件数自体が非常に少ないため、業者間の受注競争が激しく、多くの塗装工事の発

注案件で過当競争が起きている。また、塗装業界には特定建設業の資格を持った者が少ないという特殊事情があり、大きな単位で発注すると受注業者が工事を下請けに出す際に手間がかかるといったこともある。さらに、個々の塗装業者の規模がそれほど大きくないということもあり、これらを総合的に勘案して発注を行った。

(委員)

入札の無効が多いのはなぜか。

(説明者)

塗装工事の設計は、中塗り、上塗り、下塗りといった比較的簡易な明細書で積算しており、また、積算の方法がほとんど公表され、過去の設計書についても情報公開請求があれば開示していることから、業者においてかなりの精度で積算できるようになっている。このことから、最低制限価格についても、算定式が公表され、それぞれの積算明細が分かるとかなり正確に算出することが可能である。以上のことに加え、塗装工事の発注件数が少ないということから、業者としては例え100円でも安くして落札したいという意識が強いため、相当シビアに積算した結果、最低制限価格と数千円の差で無効になってしまったと推測される。

(委員)

落札金額と同額の入札が4者もあり、百円単位まで同じであるが、この点についてはどのように考えるか。

(説明者)

積算の方法をほとんど公表しており、また、過去の設計書も請求があれば公開していることから、最低制限価格がいくらになるかは個々の会社でかなりの精度で計算できるため、百円単位まで一致する入札もあり得るのではないかと思う。

【公共 道路災害復旧工事】

(委員)

社団法人美濃建設業協会の中で、どういう手続きで株式会社東組が選定されたのか。

(説明者)

協会の内部的な手続きのことはわからないが、経緯としては、当方から美濃建設業協会に対して、本工事に早急に対応できる業者の推薦を依頼し、協会で当該地域のことを勘案して、当該業者を推薦していただいたということである。

(委員)

契約相手を決定する際に、緊急性や技術力などを考慮して、本当に東組しかやれないということになったのであればよいが、建設業協会の中で、今回はA社、次はB社というような取り決めがあるようだと問題が無きにしも非ずかと思う。

(説明者)

災害が発生した箇所は関市の旧武芸川町内で、この地域には田下建設という業者が1社あるが、東組がA等級業者であるのに対し、田下建設はB等級業者であり、A等級に比べてかなり規模が小さく、所有機械や人員も少ない。また、当所では当該地域における維持修繕業務を業者に委託しているが、ほぼ例年東組が受注しており、このエリアに精通していることから、協会でも東組を選定したのではないかと思う。

(委員)

随意契約をする場合、業者の選定は業界団体に依頼するのか。

(説明者)

災害復旧工事に関しては、建設業協会との災害時応援協力に関する協定に則り、そのように対応

している。

(委員)

業界団体で選ばれた業者の適格性について、さらに本課で審査、判断することはしていないのか。

(事務局)

発注者の判断に任せている。

(委員)

協会には業者の推薦を依頼しているだけで、最終的には発注者で契約相手を選定しているということによいか。

(説明者)

契約相手として適切な業者であるかの判断及び最終的な決定は発注者で行っており、今回は協会から推薦された者と発注者の判断が一致したということである。

(委員)

緊急性が高い工事なので、随意契約でも仕方ないと思う。

【飛騨南部特別支援学校（仮称）電気設備工事】

(委員)

総合評価落札方式の評価項目における企業のスタッフ数について、技術者の数によって点数が異なっているが、これは当該工事についてしっかり行えばよいという考え方ではなく、会社全体として資格を持っている者が多ければよいという考え方なのか。

(事務局)

総合評価の目的は工事の品質を確保することであり、当該工事だけに関して言えば、配置予定技術者の能力で判断できると考えている。一方、スタッフ数の項目は、会社として品質の確保がどの程度できるかを評価するものであり、当該工事に直接携わる者でなくても、資格を持つスタッフが多くいる会社であれば、より品質が確保されるという考えから加点评価している。

【予防治山事業 折越】

(委員)

一般競争入札で実施することは考えなかったのか。

(説明者)

急峻な法面の工事であり、技術的に実績のある者を選定する必要があったため、指名競争入札とした。

(委員)

県内に法面工事のA等級業者はどれくらいいるのか。

(説明者)

具体的な数は把握していないが、数的にはそれなりにある。

【県営基幹農道整備事業 山口3期地区 椿大橋（上部）新設工事】

(委員)

（崩落事故のあった）中日本高速道路のトンネル工事も本事案と同様に2者しか入札に参加していない。入札の観点からは、2者では競争性が保たれず問題があるという認識だが、安全性の確保という観点から、2者しか参加していないことについてどのように考えるか。

(説明者)

PC橋梁を手掛けている業者は県内に3社あり、全国では54社程度ある。今回は一般競争入札

で実施しており、県外の業者も入札に参加できるようになっていたが、結果として2者しか応札してこなかったということである。

【県単 河川維持修繕工事】

(委員)

入札辞退者が多いが、その原因は何か。

(説明者)

近年、建設工事全体の市場が縮小しており、業界も人員整理を進めているため、工事現場に配置できる技術者に余裕がなく、工事が重なると技術者が配置できないということが考えられる。また、入札不調となった1回目の入札については、夏場に除草作業を行うことになり、作業員の健康管理に配慮しながら行う必要があるため、作業効率が上がらず、利益率が低いということで敬遠されたことも一因ではないかと推測される。

(委員)

夏場の作業が厳しいのであれば、発注時期をずらすということは考えなかったのか。

(説明者)

当初は、夏場に堤防を利用した花火大会等のイベントがあり、この時期に除草作業を行って欲しいという地元の要望に合わせて発注する必要があった。ただ、入札が不調に終わったため、特に要望の強かった箇所については別途発注したが、それ以外の箇所については、水制工の工事と併せて改めて発注した。

(委員)

除草作業を行うために、他の工事を加えて発注したということであればどうかと思う。作業内容が特別な技術を要し、建設業者以外や一般の人にはできないのであれば別だが、除草作業だけなら、選定する業者の幅を広げたり、地域住民にボランティアのような形でお願いすることはできないのか。

(説明者)

地域住民のボランティアやリバープレイヤー制度なども一部活用はしているが、作業箇所が広範囲になると、それなりの人員や機材が必要になってくるため、業者に委託している事情がある。

(委員)

昔のように自治体の予算が豊富であれば、公共事業の経済への波及効果という点からも積極的に業者委託すればよいと思うが、財政状況が厳しいと言っている中ではどうなのか。

例えば、阪神大震災後の街の復興時、行政がすべて主導した地域は、住民が皆行政に頼ってしまい、なかなか復興が進まなかった一方で、行政があまり手を出さず、地域住民が自分たちで積極的に話し合っただけのところは復興が非常に進んだという話があることから、住民の意識を変えてもらうことも、これからの一つのアプローチの仕方ではないかと思う。

(説明者)

小さな河川については、管内にリバープレイヤー事業制度に基づく団体が20数程度あり、必要経費を助成して除草作業等のボランティア活動を行ってもらっている。一方、今回の施工箇所は大規模河川で、その堤防は重要水防区間に指定されており、除草作業を行いながら堤防の状態も確認してもらう必要があることから、適切な堤防管理という点においても建設業者に委託している。

(委員)

委託先は、建設土木関係の業者でなければならないのか。例えば、派遣会社や清掃会社では作業

を行うことはできないのか。

(説明者)

屋外の足場の非常に悪いところでの作業になるため、建設業者以外の者が行うのは危険である。

(委員)

治水上、水制工の工事が必要であるという説明が十分でないため、除草工事の入札が不調に終わったので、必要性の乏しい水制工の工事を取って付けたような話になっている。

(説明者)

今回の水制工の工事は、計画河床高の洗掘を受けて護岸の基床部分が露出しており、これを放置すると護岸全体が不安定な状況になることから、当初より予定していたものであるが、今回は発注の仕方として、堤防の除草作業と合わせて行ったものである。

(委員)

業者もある程度の利益が確保できないと受注できないため、今回のように応札者が少ないという状況にあっては、関連する工事を組み合わせて発注するという方法も必要ではないかと思う。

(4) 入札制度の試行について

【県土整備部における建設工事に係る地域維持型契約方式の試行について】

(委員)

事業費が少なすぎると業者に負担を強いることになり、仕事ばかり増えて少しも利益が出ないということにもなるため、適正な事業費の設定に努めてもらいたい。

(委員)

本契約方式を導入したのは、民主党政権の「コンクリートから人へ」という方針の影響によるものなのか。

(事務局)

建設業界の現状として、地域が疲弊しているという構造的な問題があり、その対策として実施するものである。